

令和6年度 春日野中学校 身だしなみに関する校則（新）

1 身だしなみについて

①制服は学校指定のものを着用しましょう。

※令和6年度から令和8年度までは、制服移行期間になります。新・旧どちらの制服でも構いません。

②休日に、学校に登校する際は制服または体操服を着用しましょう。

③制服は身だしなみに気をつけてきちんと着こなしましょう。

④アンダーシャツは無地にしましょう。

⑤頭髪は中学生らしい髪型で、勉強のさまたげにならないようにしましょう。

・前髪は目に入らないようにしましょう。

・眉剃りはしないようにしましょう。

・髪が長い場合は結びましょう。

・パーマや染色はしないようにしましょう。

⑥中学生らしく身だしなみに気をつけて、装飾品をつけたり、化粧をしたりはしないようにしましょう。

2 防寒着について

①学校指定のウインドブレイカー、家庭で購入したウインドブレイカー等（防寒着）の着用を可とします。

原則として、登下校中、部活動中になります。家庭で購入した防寒着に関しては、ロッカーに入る大きさで、黒色・紺色・青色・茶色・白色を基調とした華美でないものにしましょう。

②カーディガンは、ワッペンを付けた学校指定のもの、家庭で購入したものの着用を可とします。家庭で購入したカーディガンは、黒色・紺色を基調とした華美でないものにしましょう。

※新制服のセーター、ベストに関しても同様です。

③手袋、マフラーは登下校のみ使用しましょう。タイツやレギンス等を着用する場合はベージュまたは黒にしましょう。

④防寒着は気候に合わせて着用しましょう。

3 履物について

①靴下は、白色・黒色・紺色・灰色にしましょう。

②靴は、スポーツに適した運動靴（色の指定なし・ハイカット×）にしましょう。

③下靴・上靴ともに記名しましょう。

4 制服・体操服のネーム刺繍について

旧制服のお下がりなどに関しては、名前が違ふものに関しては縫い替えましょう。学年色だけが違ふものに関してはそのまま可とします。転入生については、原則前校のままでよいこととします。体操服・ジャージ・ウインドブレイカーの刺繍に関しては、お下がり・リユースのままで可とします。

5 その他（所持品・携行品・個別の配慮等）について

- ①カバンは学校指定の物を使いましょう。
- ②不要物、貴重品は持ってこないようにしましょう。
- ③登下校の際、時間を把握するために、腕時計（華美・高価でないもの、通信機能がないもの）を着用することを可とします。但し、盗難・破損等は保護者責任となります。事前に担任の先生に相談し、許可をもらうようにしましょう。
- ④校則に関して、身体的特性やコンプレックスなどがある際は、個別の配慮を行います。担任の先生に相談するようにしましょう。